

平成29年9月26日

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)

報道関係者各位

## 訪問販売・電話勧誘販売：クレジットから仮想通貨まで －消費者トラブルなんでも110番－

日 時：平成29年11月4日(土)・5日(日) 午前10時～午後4時

相談方法：電話とFAX

東京 03-3400-1103 FAX 03-6434-1161

大阪 06-4790-8110 (TEL・FAX)

相談対応者：(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 会員

東京・大阪にて、11月4日(土曜日)、5日(日曜日)の2日間にわたり、電話とFAXによる「なんでも110番」を実施いたします。今年度の「なんでも110番」は消費者トラブル全般を広く受け付けます。特定商取引法、消費者契約法、割賦販売法などに関わるトラブル相談を収集し、関係機関に情報提供及び提言をしていきたいと思います。今、話題となっている通信販売の定期購入やAV出演強要などの相談も受け付けます。多くの消費者の声を110番にお寄せいただきたく、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

### 〈消費者トラブルの現状〉

情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化により、消費者被害も多様化しています。クレジット、電子マネーなどの支払方法の多様化に基づくトラブルも多く、特に仮想通貨を名乗った詐欺的被害も増えています。それに伴い消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法などが被害救済に向け、改正を重ねられています。

### 〈相談概要〉 NACSウィークエンドテレホンの相談事例から

- ① 高齢独居の母が訪問販売で布団3枚など約65万円の契約をした。
- ② インターネットで検索した事業者に鳥の巣の除去を1万円で依頼したら、作業を勝手に追加され33万円も請求された。
- ③ SNSで知りあった人と「お金持ちになれるプログラム」のための起業サポート契約をしてしまった。
- ④ 認知症気味の母が、自慢のオパール指輪やネックレスなど6点を訪問して来た買取業者に格安で売ってしまった。



◆公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(通称 NACS)とは

<http://nacs.or.jp/>

消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、消費生活相談員などの資格保有者が所属する消費生活に関する専門家団体です。北海道・東北・東日本・中部・西日本・中国・九州に支部を設け、「消費者トラブルの救済」、「消費者教育」、「企業・行政・他団体等との連携」の3本柱を中心に活動しています。通称の「NACS」は、協会の英語表記「Nippon Association of Consumer Specialists」の頭文字です。

◆「消費者トラブルなんでも110番」とは

<http://nacs.or.jp/kaiketsu/110ban/>

NACS では、毎年 11 月に消費者被害の多い分野のテーマを設けて「トラブルなんでも 110 番」を実施しています。本事業は 1988 年の NACS 設立以来、一貫して取り組んできている活動です。「110 番」に寄せられた相談事案の内容は分析のうえ、報告書としてまとめ、行政機関・企業、業界団体などに配布するとともに、提言などを通じて法律の制定や改正などの意見として活用されています。

◆ウィークエンドテレホンとは

<http://nacs.or.jp/kaiketsu/telephon/>

毎週土曜日・日曜日に東京・大阪で、消費者相談を電話で受け付けています。商品やサービス、契約にかかわるトラブルや疑問などに助言や情報提供をいたします。

◆本件に関するお問い合わせ先

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)

問い合わせ先: 03-6434-1125 担当: 有山、樋口

住所: 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1 丁目 17 番 14 号 全国婦人会館 2F

ニュースリリース作成: NACS 本部・広報委員会 [nacs-koho@nacs.or.jp](mailto:nacs-koho@nacs.or.jp)